

## 仕 様 書

- 1 業務名  
市営住宅特定建築物等定期調査報告業務
- 2 対象建築物  
別紙「対象建築物一覧表」のとおり
- 3 業務委託期間  
契約締結日から令和8年9月30日まで
- 4 業務内容
  - (1) 建築基準法第12条第1項の規定に基づく建築物の定期調査及び報告書類の作成
  - (2) 建築基準法第12条第3項の規定に基づく建築設備の定期検査及び報告書類の作成  
(建築設備のうち非常用の照明装置のみ対象)
- 5 定期調査等の方法
  - (1) 建築基準法及び関係法令を遵守し、次の基準に基づいて実施すること。
    - ・ 特定建築物等定期調査業務基準（公共建築物用）  
監修：国土交通省住宅局建築指導課 発行：財団法人日本建築防災協会
    - ・ 建築設備定期検査業務基準書  
監修：国土交通省住宅局建築指導課 発行：日本建築設備・昇降機センター
  - (2) 定期調査等は、次に掲げる有資格者のいずれかが行うこと。
    - ・ 1級建築士又は2級建築士
    - ・ 特定建築物調査員（建築物の定期調査のみ）
    - ・ 建築設備検査員（建築設備の定期検査のみ）
  - (3) 定期調査等に必要の図面、法定点検結果等は、借用書の提出をもって無償で貸与するものとする。
  - (4) 定期点検等にあたっては、発注者と十分な協議を行うとともに、入居者の安全に十分配慮し、事故等が生じないよう安全管理を徹底すること。
  - (5) 報告書の内容について、発注者に十分な説明を行うこと。
- 6 提出書類  
業務の進捗に応じ次の書類を提出すること。
  - (1) 業務着手時
    - ・ 業務着手届 1部
    - ・ 工程表 1部
    - ・ 調査等従事者届 1部
  - (2) 業務終了時
    - ・ 業務完了届 1部
    - ・ 建築物の定期調査報告書類 棟別に作成し、各2部
    - 定期調査報告書

調査結果表

調査結果図

関係写真

定期調査報告概要書

- 建築設備の定期検査報告書類 棟別に作成し、各2部
  - 定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））
  - 検査結果表（非常用の照明装置）
  - 調査結果図
  - 非常用の照明装置の照度測定表
  - 関係写真
  - 定期検査報告概要書（建築設備（昇降機を除く。））
- その他、発注者が必要と認める書類（打合せ記録等）